

薬 価 の 算 定 方 法

家畜共済における病傷給付の適正化に資するため家畜診療施設を対象に行った医薬品の購入実態調査（以下「購入実態調査」という。）及び製薬会社を対象に行った収載希望医薬品調査（以下「収載希望調査」という。）の結果をもとに、以下により薬価の算定を行う。

1 購入実態調査による購入施設数が5カ所以上の医薬品

当該医薬品の購入価格の90%バルクライン価格を薬価とする。90%バルクライン価格とは、同一の医薬品5カ所以上の施設で購入され、その合計数量が100個であった場合、購入単価の安い方から順に並べ、購入数量が90個目（90%目）の価格をいう。

（例）医薬品Aの購入実態調査結果

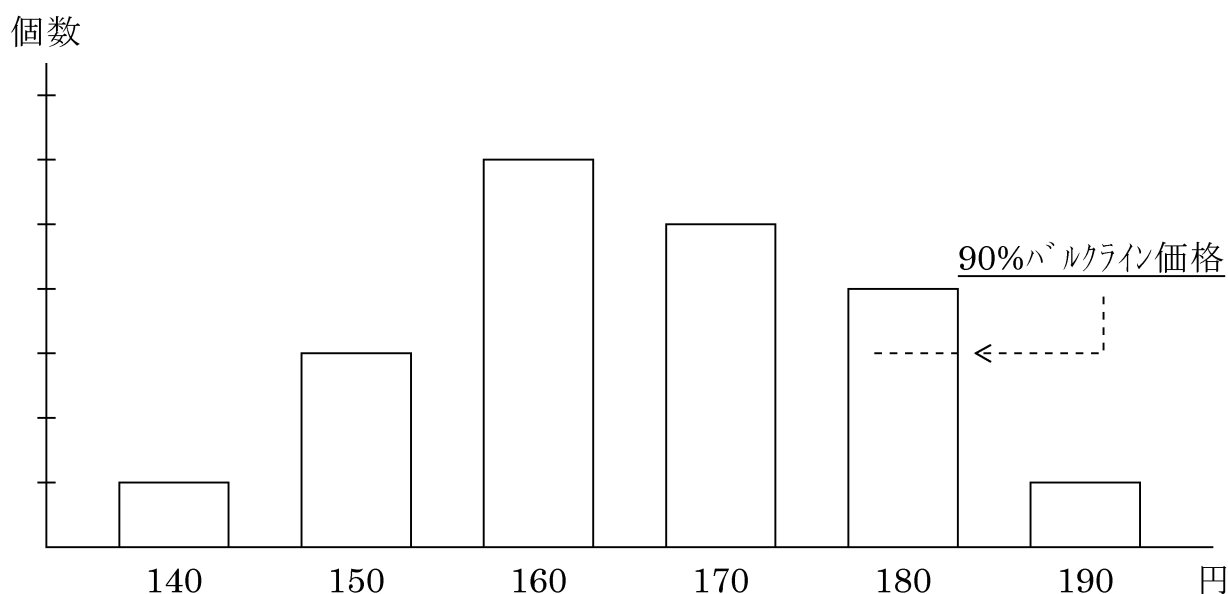
購入施設	a		b		c		d	e	
購入単価	150	160	170	180	140	160	180	190	170
購入数量	15	20	15	15	5	10	5	5	10

- ・安い価格のものから順番に並べ、累積数量が90個目のものが含まれる区分の価格（90%バルクライン価格）が薬価となる

購入価格	購入数量	累積数量
140 円	5 個	
150	15	20 個
160	30	50
170	25	75
180	20	95
190	5	100

----- 90%バルクライン価格

従って、180円が薬価となる



2 購入実態調査による購入施設数が2カ所以上4カ所以下の医薬品

- (1) 当該医薬品の平均購入価格に、収載希望のあった全医薬品のうち1に該当する医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値（以下の表の④の値）を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数3カ所のE社c医薬品（平均購入価格420円）の場合、以下のようにして算出した④の値を、平均購入単価に乗じて求められる449円が薬価となる。

$$\text{平均購入価格 } 420 \text{ 円} \times \frac{1.07}{\text{別表④}} = 449 \text{ 円}$$

会社名	品名	購入施設数	平均購入価格 ①	90%バルクライン 価格 ②	②／①
A社	a	21	110 円	115 円	1.05
	b	6	210	215	1.02
B社	c	9	420	462	1.10
C社	d	35	390	441	1.13
D社	e	6	570	602	1.06
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
平 均					1.07 ← ④

(2) なお、1に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記(1)の方法ではなく、当該会社の医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値（以下の表の㊸の値）を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数2カ所のE社a医薬品（平均購入価格300円）の場合、以下のようにして算出した㊸の値を、平均購入単価に乗じて求められた327円が薬価となる。

$$\text{平均購入価格 300円} \times \underbrace{1.09}_{\text{㊸の値}} = 327\text{円}$$

会社名	品名	購入施設数	平均購入価格 ①	90%バルクライン 価格 ③	③／①
E社	f	20	300円	306円	1.02
	g	6	130	148	1.14
	h	10	230	242	1.05
	i	28	250	267	1.07
	j	43	470	540	1.15
平均					1.09 ← ㊸

3 購入実態調査による購入施設数が1カ所以下の医薬品

(1) 収載希望調査で把握した製薬会社の獣医師向け希望小売価格（以下「獣医師向け価格」という。）に、収載希望のあった全医薬品のうち1に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値（以下の表の㊹の値）を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数1カ所のE社c医薬品（獣医師向け価格450円）の場合、以下のようにして算出した㊹の値を、獣医師向け価格450円に乗じて求められた428円が薬価となる。

$$\text{獣医師向け価格 450円} \times \underbrace{0.95}_{\text{別表㊹}} = 428\text{円}$$

会社名	品名	購入施設数	平均購入価格 ①	獣医師向け価格 ②	90%バルク ライン価格 ③	③／②
A社	a	21	110円	120円	115円	0.96
	b	6	210	230	215	0.93
B社	c	3	420	480	—	—
C社	d	1	390	450	—	—
D社	e	6	570	620	602	0.97
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
平均						0.95 ← ㊹

- (2) 1に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記(1)の平均して得た値に代えて当該会社の1に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値(以下の表の㊦の値)を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数1カ所のE社a医薬品(獣医師向け価格270円)の場合、以下のようにして算出した㊦の値を、270円に乗じて求められた251円が薬価となる。

$$\text{獣医師向け価格 } 270 \text{ 円} \times \underbrace{0.92}_{\text{別表㊦}} = 248 \text{ 円}$$

会社名	品名	購入施設数	平均購入価格 ①	獣医師向け価格 ②	90%バルク ライン価格 ③	③/②
E社	f	2	300円	320円	-円	-
	g	6	130	150	148	0.99
	h	1	230	270	-	-
	i	28	250	300	267	0.89
	j	43	470	600	540	0.90
平均						0.92 ←㊦

注) 上記1から3において、該当する医薬品のうち包装単位が複数あるものについては、購入実態調査で最も購入施設数の多い包装単位により薬価を算定する。

例)

品名	包装単位	購入施設数	平均購入価格 ①	獣医師向け価格 ②	90%バルク ライン価格 ③	...
甲	50mL × 10管	5	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx
	50mL × 20管	20	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx
	50mL × 50管	8	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx

4 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定に基づき診療報酬の算定方法の規定により定められた使用薬剤の薬価(薬価基準)に収載されている医薬品

薬価基準による価格を薬価とする。